

## 至誠館大学購入物品等機種選定委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学購入物品等機種選定委員会（以下委員会という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、教員研究費及び教育研究費機器備品予算による購入物品の適正な運用を図るため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 購入要望物品の審査
- (2) 購入物品の機種等の選定
- (3) 購入物品の配置場所
- (4) その他物品の整備に関して必要と認められる事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長、教務委員会の各委員
- (2) 事務局長、経理課長及び学務課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理者を出席させることができる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員長が特に必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、経理課が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成11年	6月11日	(制定)
改正	平成13年	4月1日	(第1回改正)
	平成15年	4月1日	(第2回改正)

平成19年 4月 1日 (第3回改正)  
平成26年 4月 1日 (第4回改正)  
平成31年 4月 1日 (第5回改正)